

地域を応援するマンスリー・レター

平成26年10月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
 北海道開発局開発監理部
 北海道運輸局企画観光部
 北海道労働局職業安定部、労働基準部
 北海道経済部
 編集事務局：北海道経済部経済企画室
 経済調査G
 TEL：011-204-5139
 平成26年9月19日号（第67号）
 <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

今月の掲載ラインナップ

所属名	10月号の内容	
北海道経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道コワーキング・パーティ2014」の開催について【新規】 ●平成26年度知的財産権制度説明会（実務者向け）の開催について【新規】 ●「事業承継セミナー」開催のご案内 ～失敗事例から学ぶ、事業承継のポイント～【新規】 ●「平成26年度中小企業外国出願支援事業」支援対象企業の2次募集について ～中小企業の外国出願に係る費用の一部を助成します～【新規】 ●「平成26年度おもてなし経営企業選」の募集を開始します～地域でひかり輝くニッポンのおもてなし経営企業を発掘・公表します～【新規】 ●平成26年度地域商業自立促進事業（補助金）の第2次募集について【新規】 ●「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業」について 	
中小企業大学校旭川校 （中小機構北海道）	●中小企業大学校旭川校 10月・11月開講講座のご案内	
北海道開発局	<ul style="list-style-type: none"> ●海外おみやげ宅配便のご案内～外国人観光客の方に生鮮品を販売しませんか？～ ●HOP1サービス利用者募集のご案内 	
北海道運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ●免税店（輸物品販売場）許可申請はお早めに【新規】 ●日本の免税制度が変わります 	
北海道労働局	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリアアップ助成金のご案内 ●キャリア形成促進助成金のご案内 ●北海道最低賃金のお知らせ【新規】 ●業務改善助成金のご案内について 	
（公財）北海道中小企業総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について ●「北海道6次産業化人材育成セミナーinふらの」開催のご案内【新規】 ●平成26年度補助事業の二次募集を開始しました【新規】 	
北海道経済部	経済企画室	●「平成26年度 創業・ベンチャー支援、雇用・人材支援 総合ガイドブック」について
	食関連産業室	<ul style="list-style-type: none"> ●「マーケティングアドバイザー」について ●どさんこプラザ・テスト販売品（第4四半期分）の募集について【新規】 ●食クラスター活動について ●「食の磨き上げ職人」について ●「あじ研北海道」について ●「食品製造業生産・品質管理レベルアップ促進事業」について
	観光局	●原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について
	中小企業課	<ul style="list-style-type: none"> ●平成26年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について【新規】 ●「小規模企業地域課題対応スキルアップ支援事業」のご案内 ●「クラウドファンディング活用戦略モデル事業」のご案内 ●コストアップに対応する資金のご案内【新規】

	<ul style="list-style-type: none"> ●人手不足に対応する資金のご案内【新規】 ●「消費税率の引き上げに伴う中小企業等経営・金融相談室」のご案内 ●地域中小企業経営改善サポート事業のご案内 ●セーフティネット貸付（耐震診断対応）のご案内 ●経営力強化貸付のご案内 ●成長分野向け融資制度のご案内 ●勤労者福祉資金のご案内
国際経済室	●「第3回北海道フェア2014inサハリン」の開催及び出展企業等の募集について【新規】
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ●第94回（平成26年度第2次）新技術開発助成を募集しています ●「地域のものづくり力」のアップで会社を成長させましょう！ ～「参画・協力企業」募集のご案内～
環境・エネルギー室	●「NEDOフォーラム2014 in 北海道 ～未来を拓く技術開発を支援～を開催します【新規】
雇用労政課	<ul style="list-style-type: none"> ●「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」について ●戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発奨励金」の特例支給（大幅増額）のご案内 ●労働相談のご案内 ●「両立支援促進・就業環境改善アドバイザー」の派遣について ●「北海道あったかファミリー応援企業」を募集しています
人材育成課	<ul style="list-style-type: none"> ●「自動車関連産業人材育成事業」について ●2014年度函館地区問題解決手法研修会のお知らせ（北海道、QCサークル北海道支部）【新規】 ●第3回北海道産業人材育成企業知事表彰 受賞企業等のご紹介【新規】 ●能力開発セミナー（11-12月開講予定）のご案内

「北海道コワーキング・パーティ 2014」の開催について【新規】

（北海道経済産業局）

札幌コワーキング・サポーターズ（事務局：北海道経済産業局）では、10月2日に、「北海道コワーキング・パーティ 2014」を開催します。

3回目の開催となる今年は、「創業に繋がるコワーキング」をテーマに、創業の場作りのヒントとなるセミナーやコワーキングスペース利用者によるアイデアプレゼンを通じ、コワーキングスペースの利用促進と新たなビジネスの創造、地域の活性化を目指します。

- ◆日時 平成26年10月2日（木）17:30～20:30
- ◆場所 札幌ユビキタス協創広場 U-cala
札幌市中央区北1条東4丁目サッポロファクトリー1条館1階
- ◆主催 札幌コワーキング・サポーターズ（SCS）
（SCS構成機関：経済産業省北海道経済産業局、札幌市、北洋銀行、北海道大学、日本政策金融公庫）
- ◆協力 (株)内田洋行北海道支店
- ◆対象 コワーキングスペース利用者、コワーキングに関心のある方、自治体関係者や創業支援者など
- ◆定員 100名
- ◆参加費 無料（交流会費3,000円（消費税込））

□プログラム

- ◆第一部 クリエイティブセミナー 17:35～19:15
「神山プロジェクト～良質でクリエイティブな場を創る～」
NPO法人グリーンバレー 理事長 大南 信也 氏

「ワーキングスペース7Fを運営する目的、成功させるために取り組んだこと、運営して出てきた課題など」
(株)コミュニティコム 代表取締役 星野 邦敏 氏 (ワーキングスペース7F)

◆第二部 コワーキングナイト 19:15～20:15

以下のワーキングスペース利用者による事業アイデアのプレゼン

- ・ さっぽろ大通ワーキングスペース ドリノキ
- ・ 札幌ものづくりオフィス&カフェ SHARE
- ・ コワーキングスペースあさひかわ 37
- ・ 育てるワーキング札幌

◆交流会 20:30～22:00

会場： ビヤケラー札幌開拓使 サッポロファクトリー店
(札幌市中央区北2条東4丁目サッポロファクトリーレンガ館1階)

※詳細につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokid/20140911/index.htm>

平成26年度知的財産権制度説明会（実務者向け）の開催について 【新規】（北海道経済産業局）

特許庁及び北海道経済産業局では、知的財産権の業務に携わる実務者の方を対象に、知的財産権制度を円滑に利用していただくため、実務上必要な知識の習得を目的とした「平成26年度知的財産権制度説明会（実務者向け）」を開催いたします。

本説明会では、特許・意匠・商標審査の運用基準や、企業活動をグローバルに展開していく上で重要となる国際出願の手続等に加え、特許法等の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第36号）で創設された特許異議申立制度の概要について、特許庁職員等が分かりやすく解説します。

- ◆開催日 10月8日（水）、15日（水）、22日（水）、29日（水）
- ◆会場 TKP 札幌駅カンファレンスセンター 2階 カンファレンスルーム 2B
(札幌市北区北7条西2-9 ベルヴェオオフィス札幌)
- ◆主催 特許庁、経済産業省北海道経済産業局
- ◆対象者 知的財産権の業務に携わっている実務者の方 等
- ◆講師 特許庁職員他
- ◆定員 各50名（事前申込制）
- ◆参加費 無料（テキスト配布）

※詳細につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20140826/index.htm>

「事業承継セミナー」開催のご案内～失敗事例から学ぶ、事業承継 のポイント～【新規】 (北海道経済産業局)

北海道事業引継ぎ支援センターでは、下記のとおり事業承継セミナーを開催しますのでお知らせいたします。
本セミナーでは、実際の承継事例を取り上げ、中小企業オーナーが陥りやすい失敗のポイントを解説するほか、

実際に事業承継された経営者から体験談をお話しいただきます。

- ◆日 時 平成 26 年 10 月 28 日（火）13:30～16:00
- ◆会 場 北海道経済センター 8 階 A ホール（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- ◆主 催 北海道事業引継ぎ支援センター
- ◆対 象 中小企業者、支援機関 等
- ◆定 員 100 名程度
- ◆参加費 無料

◆プログラム

- 第 1 部「失敗事例から学ぶ、事業承継のポイント」（13:30～14:30）
 - ・講師：金子雅行税理士事務所 代表・税理士 金子 雅行 氏
- 第 2 部「経営のバトンタッチ」（14:40～15:40）
 - ・講師：(株)宇佐美商会 代表取締役社長 宇佐美 隆 氏
- 第 3 部「北海道事業引継ぎ支援センター」事業説明

※詳細につきましては、以下の以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20140909/index.htm>

「平成 26 年度中小企業外国出願支援事業」支援対象企業の 2 次募集について～中小企業の外国出願に係る費用の一部を助成します ～【新規】 (北海道経済産業局)

北海道経済産業局では、道内中小企業の戦略的な外国出願を支援するため、(公財)北海道中小企業総合支援センターを通じて、中小企業が外国出願に要する経費の一部を助成します。

このたび、助成対象企業の 2 次募集を以下のとおり開始しましたのでお知らせします。

- ◆公募期間 9 月 1 日（月）～10 月 10 日（金）
- ◆助成対象となる出願
 1. 既に行っている国内出願を基礎として、採択後、年度内に国内出願と同内容で外国出願を行う予定のもの。
 2. 外国出願の基礎となる国内出願と予定している外国出願が、ともに申請者である中小企業の名義であること等。
- ◆助成率 対象経費の 2 分の 1 以内
- ◆助成対象経費 外国特許庁への出願料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用 等

※詳細につきましては、以下の以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20140901/index.htm>

「平成 26 年度おもてなし経営企業選」の募集を開始します ～地域 でひかり輝くニッポンのおもてなし経営企業を発掘・公表します～ 【新規】（北海道経済産業局）

「おもてなし経営」とは、

- (1) 社員の意欲と能力を最大限に引き出し、
- (2) 地域・社会との関わりを大切にしながら、
- (3) 顧客に対して高付加価値・差別化サービスを提供する企業経営のことです。

このような「おもてなし経営」を実践している企業を発掘し、公表することで、地域のサービス事業者等の皆様に経営改善に向けたヒントとして提供し、「おもてなし経営」の普及を図ります。

「おもてなし経営」のコンセプトに合った経営を実践されている企業にご応募いただき、書類選考（11月）、経営者ヒアリング（12月～1月）、企業訪問（2月）、選考委員会等を経て、30社程度選出し、「平成26年度おもてなし経営企業選」としてとりまとめます。

◆募集期間 平成26年9月1日（月）～10月24日（金）

※「おもてなし経営」のコンセプト、応募書類等の詳細につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://omotenashi-keiei.go.jp/>

平成 26 年度地域商業自立促進事業(補助金)の第 2 次募集について 【新規】（北海道経済産業局）

北海道経済産業局では、9月1日から、地域商業自立促進事業の第2次募集を開始しましたので、お知らせいたします。

本事業は、商店街組織が、まちづくり会社等の民間企業、特定非営利活動法人等と連携して行う地域コミュニティの形成や新陳代謝の促進及び商店街等の魅力創造に向けた取組を支援することにより、商店街等の自立を促進することを目的としております。

◆補助対象事業

(1) 地域商業自立促進調査分析事業

商店街等において地域コミュニティの形成や新陳代謝を図る取り組みを行うに当たってのニーズ・マーケティング調査・分析事業

(2) 地域コミュニティ形成促進支援事業

調査分析事業の結果に基づき実施する、地域住民が求めるコミュニティ形成に資する事業

(3) 商店街新陳代謝促進支援事業

調査分析事業の結果に基づき実施する、商店街の外部環境の変化に対応した新陳代謝を図る事業

(4) 魅力創造支援事業

地域のニーズに対応し、商店街等の商機能に着目した魅力創造に向けた新たな取り組みが当該商店街等の供給力を強化し、地域の消費活動を活発化させる事業

- ◆募集期間 9月1日(月)～11月6日(木) 17:00 必着
※早急に事業を実施したい方のために、9月30日(火)までに要望書をご提出いただいた方については、先行して審査・採択をいたします。

※詳細、募集要領等につきましては、以下の以下のウェブサイトをご覧ください。
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20140901/index.htm>

「省エネルギー・新エネルギー導入支援事業」について (北海道経済産業局)

平成26年度に経済産業省関連予算により実施される省エネ・新エネ導入支援事業のうち、主たるものについてお知らせします。

〈現在募集中の主な導入支援事業〉

◆事業者向け

- ・再生可能エネルギー熱利用設備の導入
(再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金)
- ・自家消費向けの再生可能エネルギー発電システム等を導入
(独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金)

◆家庭向け

- ・一般家庭向け HEMS 機器の導入
(住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金(HEMS 機器導入支援事業))
- ・無料節電・省エネ診断、無料講師の派遣
(省エネルギー対策導入促進事業)

◆事業者及び家庭向け

- ・エネファームの導入(民生用燃料電池導入支援補助金)
※詳細につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enejigyo/index.htm>

中小企業大学校旭川校 10月・11月開講講座のご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～ (中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、中小企業の人材育成をサポートするために設立された国の研修機関です。
今回は、10月～11月に開講する、お勧めの研修情報をご案内します。
平成26年度は中小企業の経営者・経営幹部向けの講座を充実させたほか、管理者・新任管理者向けの講座は現場リーダーやその候補者の方々にも受講して頂ける内容となっております。
カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。
お申し込みは、ホームページまたは電話、ファックスでお受けしています。

No.16 経営者・幹部のための経営戦略実践講座

～わが社の持続的成長・発展をめざして～

企業の持続的成長・発展のために必要不可欠な、経営戦略の意義と策定手順を理解していただくとともに、自社または事業部門に当てはめて実現可能なアクションプランを作成していただきます。

このような方におすすめです

・自社の持続的な成長・発展を目指して経営戦略を策定したい方。

◆実施期間（インターバル研修）

（前半）10月2日（木）～3日（金）／（後半）11月6日（木）～7日（金）

◆研修時間 全4日（2日×2回）（27時間）

◆対象者 経営者、経営幹部、管理者等

◆受講料 38,000円（税込）

◆講師 中小企業診断士 藤川 惣二

あすなる経営企画代表 中小企業診断士 細田 行洋

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085722.html>

No.17 現場責任者のための労務管理講座

～労務トラブルを未然に防ぎ、社員がいきいきと働ける職場づくり～

どのような企業にも起こりうる労務トラブルの問題について、リスクを抑え、万が一のトラブル発生にも対処できるようにするとともに、スタッフのモチベーション向上にも役立つ労務管理の知識を、実践に活かせる形で身につけます。

このような方におすすめです

・労務トラブルのリスクを抑えスタッフのモチベーションを高めたい方。

◆実施期間 10月14日（火）～16日（木）

◆研修時間 3日間（21時間）

◆対象者 管理者、新任管理者、現場リーダー、その候補者等

◆受講料 31,000円（税込）

◆講師 越膳恵子社会保険労務士事務所所長 特定社会保険労務士 越膳 恵子

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085723.html>

No.18 経営トップセミナーⅡ

～自社の強みを活かした新たな事業展開～

中小企業を取り巻く経営環境の変化に対応し、企業が持続的に成長・発展するための新たな視点と考え方を理解するとともに、その方策を探ります。

このような方におすすめです

・企業の持続的成長・発展のヒントを掴みたい方。

◆実施期間 10月17日（金）

◆研修時間 1日間（6時間）

- ◆対象者 経営者、経営幹部、管理者等
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 株式会社MELソリューション 代表取締役会長 安田 芳樹
群馬精工株式会社 代表取締役社長 丸茂 洋一
- ◆カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085724.html>

No.19 管理者養成講座(実践編)

～現場のマネジメント実践力を向上させる!～

外部環境の変化を敏感に感じ取り、それに対応した経営方針や経営戦略を実行する上で必要となる管理者としての役割を理解したうえで、適切に遂行するための知識を身につけ、実践できるようになることを目的とします。

このような方におすすめです

- ・管理者・リーダーの意識改革と行動改革を学びたい方。

- ◆実施期間 10月20日(月)～23日(木)
- ◆研修時間 4日間(27時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者、現場リーダー、その候補者等
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 株式会社弘ビジネス教育研究所 代表取締役 栗原 弘
- ◆カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085725.html>

No.20 生産管理と自社課題解決実践講座

～5S・見える化・カイゼンからはじめる生産管理が、
「個別指導とインターバル期間中の実践活動」で確実に身につきます～

* 本研修は 「研修」と「経営支援」を組み合わせた、支援型研修です!

環境変化に負けない強い体質づくりのため、生産計画から工程管理・現場改善などの生産管理のポイントを学習し、自社が抱えている様々な問題を解決する手法を学び、インターバル期間中の実践を通じて、確実に課題を解決するノウハウを身につけてもらいます。

このような方におすすめです

- ・自社の生産管理上の課題を解決するノウハウを身につけたい方。

*支援型研修について

・本研修は、「研修」と「経営支援」を組み合わせた支援型研修となっています。研修終了後に、希望する受講企業には、中小機構北海道の専門家が現場を訪問し、無料の半日工場診断を実施いたします。

- ◆実施期間(インターバル研修)
(前半)10月23日(木)～24日(金) / (後半)11月25日(火)～26日(水)
- ◆研修時間 全4日(2日×2回)(27時間)
- ◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者等
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 有限会社堀口ビジネスコンサルティング 代表取締役 堀口 敬
- ◆カリキュラム詳細
<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085726.html>

No.501 これからはじめる！

ネット活用による販路開拓の進め方

新たな顧客・取引先の開拓とリピーターの掘り起こしを行い、受発注を増やすための方策として注目されている「インターネットを活用した販路開拓」の考え方と進め方について、事例と演習を交えて学びます。

このような方におすすめです

・ネット活用による新規顧客やリピーターを増やす方策を学びたい方。

◆実施期間 11月17日(月)～18日(火)

◆研修時間 2日間(12時間)

◆対象者 販路開拓でお悩みの経営者、経営幹部、管理者、リーダー、ご担当者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 株式会社グリーゼ 代表取締役 江島 民子

株式会社小竹食品 店主 小竹 佳代子(『中小企業白書2008』事例企業)

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085735.html>

No.21 営業力強化シリーズ(5)

営業部門管理者養成講座

～ビジネス・コミュニケーションによる強い営業チームの作り方～

営業管理者として必須の知識と、顧客指向に基づいた強い営業チーム作りや、営業戦略の立案とその実践スキルを身につけることを目的とします。

このような方におすすめです

・強い営業チーム作りや営業改革に取り組みたい方。

◆実施期間 11月19日(水)～21日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者等

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 中小企業診断士/キャリアコンサルタント 笹森 光彦

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2014/085727.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

海外おみやげ宅配便のご案内

～外国人観光客の方に生鮮品を販売しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP 1サービス」を活用した「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスを導入いただくことにより、外国人観光客の方に生鮮品を販売し、その方のご自宅等へ宅配することが可能となりますので、ご興味のある方は是非導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品をHOP 1サービスを利用して購入者の自国へ配送
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポールからの観光客の方に冷蔵・冷凍品を販売したい方
- ◆輸送費 ・HOP 1サービス輸送費（税抜き）
香港、台湾 5kg 以内・・・7,000円 10kg 以内・・・9,000円 15kg 以内・・・11,000円
シンガポール 5kg 以内・・・11,000円 10kg 以内・・・14,000円 15kg 以内・・・17,000円
※5kg 以内は縦＋横＋高さ＝80cm 以内、10kg 以内は縦＋横＋高さ＝100cm 以内、15kg 以内は縦＋横＋高さ＝120cm 以内
- ◆導入方法 ・台湾については、関税・営業税として別途30%が必要となります
・シンガポールについては、付加価値税として別途7%が必要となります
・下記の北海道開発局ホームページよりファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAXにてHOP事務局まで申込下さい。後日担当者よりご連絡致します。
なお、「販売マニュアル」につきましても、ご一読下さい。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：富岡、佐々木）

HOP 1サービス利用者募集のご案内

(北海道開発局)

北海道開発局では北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向け、札幌大学と連携し、商流・物流の課題双方に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として香港、台湾、シンガポールに向けダンボール1箱単位で冷凍・冷蔵食品を配送する「HOP 1サービス」を開始しております。

現在、本サービスをご利用される方を幅広く募集しておりますので、申込をご検討ください。

- ◆事業概要 ・冷凍、冷蔵食品をダンボール1箱単位から航空便を利用して配送
・面倒な通関、保険付保、産地証明書の取得手続きを代行
・現地での代金回収・督促業務（1回まで）を代行
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポールに食品を配送予定の方
- ◆輸送費等 ・HOP 1サービス輸送費（税抜き）
香港、台湾 5kg 以内・・・5,000円 10kg 以内・・・7,000円 15kg 以内・・・9,000円
シンガポール 5kg 以内・・・9,000円 10kg 以内・・・12,000円 15kg 以内・・・15,000円

※5kg以内は縦+横+高さ=80cm以内、10kg以内は縦+横+高さ=100cm以内、15kg以内は縦+横+高さ=120cm以内

・HOP1サービス手数料（税抜き）

現地販売価格の9%

※代金回収代行サービスが不要の場合は現地販売価格の9%の代わりに2,000円を頂戴します

・台湾については、関税・営業税として別途30%が必要となります

・シンガポールについては、付加価値税として別途7%が必要となります

◆発送時期

・毎週火曜日集荷、木曜日現地到着（最短）

◆申込締切

・発送希望日の10営業日前まで

◆申込方法

・下記の北海道開発局ホームページより申込用紙をダウンロードし、FAX又はメールにてHOP事務局まで申込下さい

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/hop1.html

◆照会先

・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137（担当：富岡、佐々木）

免税店（輸出物品販売場）許可申請はお早めに【新規】

（北海道運輸局）

北海道運輸局では、10月1日の免税制度の改正に向けて、道内各地で説明会を開催する等、周知を行って参りましたが、いよいよ改正日が来月に迫っております。

改めて、物産館、物産センター、アンテナショップ等に、免税店（輸出物品販売場）許可申請について、ご検討いただきますよう周知をお願いします。

免税店（輸出物品販売場）制度の改正に伴い、10月1日より、すべての品目が免税対象となります。

※非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は対象外

※消耗品は、定められた方法により包装を行う必要あり

新たに免税店を経営するには、販売場（店舗）ごとに申請者の納税地を所轄する税務署へ輸出物品販売場許可申請書を提出し、許可を受ける必要があります。

税務署が行う許可手続きは、審査に一定期間を要しますので、時間的余裕を持って申請するようにしてください。

なお、輸出物品販売場許可申請書の提出に当たっては、以下の参考書類を添付していただきますようご協力をお願いします。

【参考書類】

- ① 許可を受けようとする販売場（店舗）の見取り図
- ② 販売場（店舗）の免税販売マニュアル
- ③ 申請者の事業内容が確認できるもの（会社案内、HP掲載情報等）
- ④ 許可を受けようとする販売場（店舗）の主な取扱商品が確認できるもの

詳細は、北海道運輸局消費税免税制度特設ページをご覧ください。

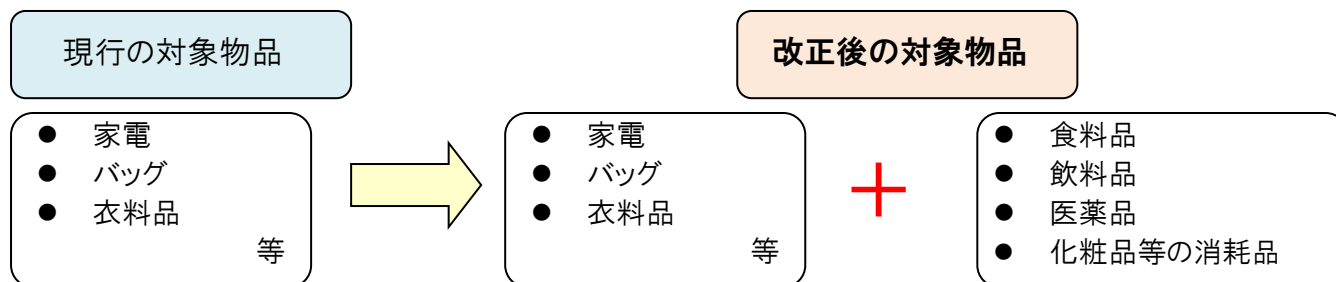
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/tax-free/index.html>

日本の免税制度が変わります（北海道運輸局）

訪日外国人旅行者の更なる増加や旅行消費の増加等のため、同一の非居住者に対して、同一の免税店で、同一の日に、免税対象物品の販売が、1万円を超えるものについて免税となる『免税制度』が改正されることとなりました。

◆改正のポイント

平成26年10月1日より、免税対象品目が全品目に拡大されます。



※今回追加される新規免税対象物品については、5千円を超える販売が対象となります。（免税対象は50万円まで）

制度の改正に伴い以下の取り組みを開始しました。

◆免税店のブランド化・認知度向上のための、免税店シンボルマークを創設



シンボルマークを使用するには、観光庁への申請が必要です。

（観光庁HP）https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000098.html

※免税店を経営するためには、販売場（店舗）ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要があります。

◆制度についての相談窓口を観光庁・北海道運輸局に設置

【相談窓口】

観光庁	国際観光課	TEL 03-5253-8324
北海道運輸局	観光地域振興課	TEL 011-290-2722

免税店制度に関する各種問い合わせについては、上記までご連絡ください。

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

助成内容		助成額（ ）額は大企業の額
①正規雇用等 転換コース (※1)	有期契約労働者等(短時間労働者及び派遣労働者を含む。)を正規雇用等に転換または直接雇用した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり20万円(15万円) <1年度1事業所当たり15人まで(②は10人まで)> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算 <u>※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、 ①50万円(40万円)、③30万円(25万円)</u> <u>派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、 1人当たり10万円(大企業も同額)を加算</u>
②人材育成 コース	有期契約労働者等に ●一般職業訓練 (Off-JT)または ●有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)を行った場合に助成	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1人1時間当たり800円(500円) 経費助成： <u>訓練時間数が100時間未満10万円(7万円)</u> <u>100時間以上 200時間未満20万円(15万円)</u> <u>200時間以上 30万円(20万円)</u> ※経費助成： <u>訓練時間数が100時間未満15万円(10万円)</u> <u>100時間以上 200時間未満30万円(20万円)</u> <u>200時間以上 50万円(30万円)</u> ※中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講する場合の経費の助成額 ※実費が上記を下回る場合は実費を限度 ●OJT《1人当たり》 実施助成：1人1時間当たり700円(700円) <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>
③処遇改善 コース	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上(※)増額させた場合に助成 <u>※平成26年3月1日から平成28年3月31日まででは2%以上</u>	1人当たり1万円(0.75万円) <1年度1事業所当たり100人まで> 「職務評価」の手法を活用した場合、 1事業所当たり10万円(7.5万円)上乗せ(※) <u>※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、 1事業所当たり20万円(15万円)上乗せ</u>
④健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円) <1事業所当たり1回のみ>
⑤短時間正社員 コース (※2)	短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または、②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成	1人当たり20万円(15万円) <⑥の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり10万円加算 <u>※平成26年3月1日から平成28年3月31日まで、有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、30万円(25万円)</u>

⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	週所定労働時間 25 時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間 30 時間以上に延長した場合に助成	1 人当たり 10 万円 (7.5 万円) <⑤の人数と合計し、1 年度 1 事業所当たり 10 人まで>
----------------------	--	--

※1 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。

無期雇用への転換等は、通算雇用期間 3 年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の 5% 以上を増額した場合に限ります。なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります（短時間正社員コースにより助成します）。

※2 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。

●このほかに共通の要件、助成コース毎の支給要件があります。

また、活用に当たってはガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、「キャリアアップ計画の作成」が必要となりますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。

なお、厚生労働省ホームページには、本助成金の詳細なパンフレットも掲載しております。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室

TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内（北海道労働局）

キャリア形成促進助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者にたいして職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために、ぜひ、ご活用ください。

[助成メニュー]

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
①政策課題対応型訓練		
①成長分野等人材育成コース	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
②グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 (海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
③育休中・復職後等能力アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
④中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
⑤若年人材育成コース	中小企業	採用後 5 年以内で、35 歳未満の若年労働者への訓練
⑥熟練技能育成・継承コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、 認定職業訓練
⑦認定実習併用職業訓練コース		厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練
⑧自発的職業能力開発コース		労働者の自発的な能力開発に対する支援
②一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
③団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体などが行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練

【助成額(上限あり)】 () 内は大企業の助成額・助成率

支給対象となる訓練		賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成	実施助成 (1人1時間当たり)
①政策課題対応型訓練	Off-JT	800円(400円)	1/2(1/3)	—
	OJT(上記⑦)	—	—	600円
②一般型訓練	Off-JT	400円	1/3	—
③団体等実施型訓練	Off-JT	—	1/3	—

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

北海道最低賃金のお知らせ 【新規】(北海道労働局)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 748 円

(効力発生年月日 平成26年10月8日)

※発効日の前日までは、734円です。

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金課 TEL 011-709-2311 (内線 3533)

・札幌中央 労働基準監督署	TEL 011-737-1190	・滝川 労働基準監督署	TEL 0125-24-7361
・札幌東 労働基準監督署	TEL 011-894-1120	・北見 労働基準監督署	TEL 0157-23-7406
・函館 労働基準監督署	TEL 0138-23-1276	・室蘭 労働基準監督署	TEL 0143-23-6131
江差駐在事務所	TEL 01395-2-1028	・釧路 労働基準監督署	TEL 0154-42-9711
・小樽 労働基準監督署	TEL 0134-33-7651	・名寄 労働基準監督署	TEL 01654-2-3186
俱知安支署	TEL 0136-22-0206	・留萌 労働基準監督署	TEL 0164-42-0463
・岩見沢 労働基準監督署	TEL 0126-22-4490	・稚内 労働基準監督署	TEL 0162-23-3833
・旭川 労働基準監督署	TEL 0166-35-5901	・浦河 労働基準監督署	TEL 0146-22-2113
・帯広 労働基準監督署	TEL 0155-22-8100	・苫小牧 労働基準監督署	TEL 0144-33-7396

業務改善助成金のご案内について（北海道労働局）

北海道地区での業務改善助成金の概要は次のとおりです。

《要件》

- ◎ 平成26年4月1日現在、北海道内の中小企業の事業場の事業主であること。
- ◎ 申請前の「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」が時間額734円(10月8日からは748円)から799円であること。(日給や月給は時間額に換算します。)
- ◎ 「事業場内最低賃金」を40円以上上げるとともに、業務改善事業を実施すること。

《助成金》

業務改善経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)が助成金として支給されます。

- ◎ ※常時使用する労働者の数が、企業全体で30人以下の事業場の場合は4分の3(下限5万円、上限100万円)

《留意事項》

- ◆ この制度の期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までです。
- ◆ 40円以上の引上げが必要ですが、引上げ後の賃金額が800円以上となる必要はありません。
- ◆ 業務改善事業が終了していること及び賃金引上げ後の賃金支払い状況を1ヶ月分確認してから助成金を支給しますので、平成26年度の支給のためには、**早め(2月上旬頃までですが事業場の賃金の締め・支払日の関係、業務改善事業の終了時期により、申請締切期日が前後することがあります。)**の申請が必要です。
- ◆ 中小企業とは、北海道内に事業場を置き、次表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たすものです。
- ◆ 一度この助成金の支給を受けた場合は、翌年度以降に再度支給申請をすることはできません。
- ◆ ※ただし、平成23年度及び平成25年度に「賃金改善計画」を策定していた事業主については、平成26年度に限り申請は可能です。
- ◆ この制度は予算がなくなり次第終了となります。申請はお早めをお願いします。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

《申請先》

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎9階
厚生労働省 北海道労働局 労働基準部 賃金課
TEL 011-709-2311(内線 3534) FAX 011-756-0056

(参照 <http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin07.html>)

「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について

((公財)北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道から委託を受け、「北海道6次産業化サポートセンター」を開設しています。サポートセンターでは、6次産業化に関する様々な相談に対応するとともに、農林漁業者等の人材育成を目的とした研修会や販路開拓を目的とした展示交流会を開催します。

◆主な業務内容

- ①農林漁業者からの相談に対して、本部事務局の6次産業化企画推進員が指導助言するとともに、必要に応じて6次産業化アドバイザー等の支援人材を派遣し、事業計画の作成などに対して支援を行う。
- ②農林漁業者等の課題解決に向けた人材育成研修会を開催する。
- ③農林漁業者と2次、3次産業事業者とのネットワーク構築に向けた交流会を開催する。

◆相談受付時間

9：00～17：30（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

◆相談窓口

常設拠点		所在地	連絡先（電話番号）	
北海道6次産業化サポートセンター	本部事務局	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	011-200-0013 担当者：伊槻・森下 佐藤・国仙	
	地域事務局	道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当者：鎌田
		十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155-67-4515 担当者：紅葉
		釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	0154-64-5563 担当者：大森
		道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川サテライトセンター内	0166-68-2750 担当者：野村・若狭
		日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番地1号 室蘭テクノセンター内 ※ご来所の場合は事前予約が必要です	0143-47-6410 担当者：高橋
		オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内 ※ご来所の場合は事前予約が必要です	0157-31-1123 担当者：金本

【6次産業化企画推進員】※札幌本部にて相談対応

ATG 技術経営事務所 代表 伊槻 康成	(業務経歴) ・ホクレン職員時代に新作物の栽培方法やマーケティング分野に携わる。平成 23 年度に独立し、6 次産業化プランナーとしても活動。商品開発などで指導実績を持つ。 (資格等) 技術士(農業部門)、中小企業診断士 ほか
森下浩税理士事務所 代表 森下 浩	(業務経歴) ・日本政策金融公庫の職員として農業関係の金融・税務の専門家として活動。平成 24 年に独立後は税理士業務のほかフードマイスターとしても活動実績を持つ。 (資格等) 税理士、農業経営アドバイザー ほか
佐藤 敏雄	(業務経歴) ・乳業メーカーの専務時代に同社の立て直しを先導。同社退職後は食クラスター連携協議体等で食品製造を中心にコーディネート業務を実施。 (資格等) 衛生管理者、6 次産業化プランナー
ブルームプラン 代表 国仙 悟志	(業務経歴) ・地方の大手百貨店で販売促進、経営企画部門に従事後、石油販売会社に勤務。独立後、小売業・サービス業等に関するマーケティングを中心にコンサルティングを実施。 ・平成 24 年度に北海道 6 次産業化サポートセンター企画推進員を務める。 (資格等) 中小企業診断士、6 次産業化プランナー

※本件についてのお問合せ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター経営支援部 伊藤、澤村 電話 011-200-0013
北海道農政部食品政策課 6 次産業化推進グループ 上原、佐々木 電話 011-204-5432

『北海道 6 次産業化人材育成セミナー in ふらの』開催のご案内【新規】 ((公財) 北海道中小企業総合支援センター)

農林漁業者等が 6 次産業化に取り組む際の留意点等に関する講演を行うとともに、6 次産業化に取り組む際の問題点や疑問等について、講演の講師及びセミナー参加者等が自由に意見交換・情報交換等を行い、相互交流を図るワークショップを開催します。

併せて、希望者を対象に農林漁業者等が抱える課題解決等を目的とした個別相談会を開催します。

●セミナー概要

- ◆日 時 平成 26 年 11 月 5 日 (水) 13:30~17:00 (個別相談会 16:00~17:00)
- ◆会 場 富良野文化会館 2F「大会議室」 富良野市弥生町 1 番 2 号 TEL0167-39-2318
- ◆参加対象 6 次産業化に取り組んでいる、又はこれから取り組もうとする農林漁業者及び 6 次産業化の取り組みをサポートする 2 次・3 次産業者並びに行政・支援機関関係者等
- ◆定 員 30 名程度 (個別相談会 10 名程度)
- ◆参加料 無料
- ◆申込方法 「北海道 6 次産業化人材育成セミナー in ふらの 参加申込書」(Word 形式)に必要事項をご記入のうえ、メールまたは FAX でお申し込みください。
- ◆募集締切 平成 26 年 10 月 31 日 (金)
- ◆主 催 北海道
- ◆実施主体 公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター(北海道 6 次産業化サポートセンター)
- ◆後 援 農林水産省北海道農政事務所／富良野市／上富良野町／中富良野町／南富良野町／美瑛町／占冠村／富良野商工会議所／日本政策金融公庫
- ◆カリキュラム (予定)

時刻	内容
13:30～13:35	主催者挨拶 北海道上川総合振興局産業振興部農務課長 小谷 馨一
13:35～14:35	講演 「6次産業化を成功に導くポイント(仮題)」 ～事例に学ぶ商品づくりの在り方、パッケージのポイント等について～ [講師] (株)電通北海道 コミュニケーションデザイン室マーケティングデザイン部長 久保田 修
14:40～15:30	ワークショップ(意見交換会) [進行役] 6次産業化サポートセンター企画推進員 國仙 悟志
15:30～15:50	施策説明 (公財)北海道中小企業総合支援センター、日本政策金融公庫
16:00～17:00	個別相談会(希望者のみ)

◆申し込み・問い合わせについては、こちらから

申込書のダウンロード先 <http://www.hsc.or.jp/>
 メールアドレス keieishien@hsc.or.jp
 お問い合わせ先 011-232-2402(澤村・橋本まで)

平成26年度補助事業の二次募集を開始しました【新規】 ((公財)北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、9月1日(月)から道内中小企業者等を対象とした中小企業応援ファンド事業、中小企業競争力強化促進事業、中小企業外国出願支援事業の平成26年度二次募集を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

○北海道中小企業応援ファンド事業公募(二次募集)のご案内

北海道中小企業応援ファンド事業は、道内の中小企業者・創業者等が取り組む新商品開発、展示会出展等に要する経費の一部を助成する制度です。

- ◆公募期間 平成26年9月1日(月)～10月10日(金)
- ◆助成内容 助成限度額：100万円～1,000万円(事業メニューにより異なる)
助成率：2分の1～3分の2(事業メニューにより異なる)
- ◆問合せ先 (公財)北海道中小企業総合支援センター 産業育成部(担当：加藤、仁科)
TEL：011-232-2403
- ◆ホームページ <http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/fund/index.htm>

○中小企業競争力強化促進事業公募(二次募集)のご案内

中小企業競争力強化促進事業は、道内の中小企業者等が新分野・新市場への進出に取り組むために要する経費の一部を助成する制度です。

- ◆公募期間 平成26年9月1日(月)～10月10日(金)
- ◆助成内容 助成限度額：100万円～1,200万円(事業メニューにより異なる)、
助成率：2分の1
- ◆問合せ先 (公財)北海道中小企業総合支援センター 産業育成部(担当：塚崎、仁科)
TEL：011-232-2403

○中小企業外国出願支援事業公募（二次募集）のご案内

中小企業外国出願支援事業は、外国への事業展開等を計画している道内中小企業者等が取り組む特許・商標等の外国出願に係る費用の一部を助成する制度です。

◆公募期間 平成26年9月1日（月）～10月10日（金）

◆助成内容 助成限度額：1企業につき300万円（出願区分により限度額あり）

助成率：2分の1

◆問合せ先 （公財）北海道中小企業総合支援センター 産業育成部（担当：塚崎、仁科）

TEL：011-232-2403

◆ホームページ <http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/project/patent-support.htm>

平成26年度 創業・ベンチャー支援、雇用・人材支援 総合ガイドブックについて （北海道経済産業局・北海道労働局・北海道）

北海道経済産業局、北海道労働局、北海道の3機関の各種支援制度をまとめてご紹介するガイドブックを作成しました。

創業や新事業展開、設備投資や技術開発、人材の確保・育成や労働環境改善などをお考えの事業者の方は、ぜひ、このガイドブックをご覧ください。なお、ガイドブックは当室のホームページでも公表しております。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/guide.htm>

【問い合わせ先】北海道 経済部 経済企画室 経済企画グループ 担当：島崎

Tel：011-204-5308

『マーケティングアドバイザー』について（北海道）

◆概要：道では、「北海道どさんこプラザ」（東京・名古屋・札幌）事業の一環として、道内の中小企業等の商品開発・マーケティング活動等を支援するため、首都圏、札幌圏及び中京圏に『マーケティングアドバイザー』を配置し、企業等からのマーケティングに関する相談〔例：商品がもっと売れるにはどうしたらいいか、新製品はどのように販売ルートにのせればいいのか、首都圏の市場動向やニーズはどうなっているか〕に対して助言等を行っています。

◆アドバイザー：流通・市場調査などの専門的な知識を持ち、第一線で活躍されている方々にアドバイザーをお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。

◆費用負担：アドバイスを受けること自体は無料です。

ただし、相談は原則東京、札幌または名古屋で行いますので、東京、札幌または名古屋までの旅費については企業の負担となります。

また、アドバイザーに自社に来てもらう場合の旅費も企業の負担となります。なお、文書や電話、FAX やメールによる相談も可能ですが、アドバイザー事業の活用が、企業にとって実りあるものとするためにも、面談による相談がお勧めです。

◆相談対象者：どさんこプラザ（テスト販売・常設販売）で販路拡大を図っている（図ろうとしている）道内中小企業者等

◆相談の申込み：「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を北海道経済部食関連産業室、北海道どさんこプラザ札幌店（札幌のみ）または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ提出してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ
Tel：011-204-5766（担当：阿部、小椋）

どさんこプラザ・テスト販売品（第4四半期分）の募集 について（北海道）【新規】

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。11月20日まで、平成27年1月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件：次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

(1) 札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品

(2) 東京（有楽町店）、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（名古屋は加工食品のみ）

◆応募者の資格：道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

(ア) 道産品の生産・製造・加工を行っている方

(イ) 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等：

(1) テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%

(2) PL（製造物責任）保険に加入していること。

(3) 食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示に関する法令を遵守していること。

(4) 指定する食品検査を実施していること（食品の場合）。

(5) 該当する食品製造に係る営業許可を受けていること（食品の場合）。

◆募集期間：10月1日（水）から11月20日（木）まで

◆申込み：「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

※平成26年度から申込に必要な書類を変更しました。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ
Tel：011-204-5766（担当：阿部、小椋）

食クラスター活動について（北海道）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成22年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NWでは、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

～具体的には、

- 食クラスター連携協議体に参画いただくと、各種助成や商談会など、ビジネスに活用いただく情報をメールマガジンで提供します。（参画は無料です。）
- 食クラスター連携協議体事務局にご相談いただくと、支援方策等を専門機関で検討します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。 <http://www.fc-nw.jp/m-recruit>

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階

北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスターグループ）

TEL：011-204-5979

『食の磨き上げ職人』について（北海道）

◆目的：道内で活躍するバイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。

◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品バイヤーやフードライター、料理人など12名にご協力をお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、それぞれの専門分野から商品についてアドバイス等を行います。

◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。

ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。

なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。

◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）

◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel：011-204-5766（担当：中田、阿部）

『あじ研北海道』について（北海道）

～ 北海道が発信する「食の研究」サイト 「あじ研北海道」 ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及ぶ成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。ぜひご覧ください。

◆掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」
- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「Web見本市」
- ・各研究機関の概要 ほか

◆掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター
北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
北海道立工業技術センター
北海道大学 産学連携本部 ほか

◆URL : <http://www.ajiken-h.jp>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品産業グループ (TEL011-204-5312)

食品製造業の生産・品質管理のレベルアップを支援します！

（食品製造業生産・品質管理レベルアップ促進事業）（北海道）

北海道では、本年度の委託事業として、現場改善に取り組む道内食品製造業の方々を対象に、改善計画の内容にマッチした品質管理分野等の専門家を派遣し、その取り組みを支援いたします。

また、食品製造におけるリスク管理強化や生産管理・品質管理をレベルアップする際に必要なノウハウや留意点についての講座を開催いたしますので、生産管理・品質管理部門の人材育成等にお役立て下さい。

◆専門家派遣（現場改善に係る指導助言等）

[募集期間] 平成26年7月1日（火）～11月上旬

[問合せ先] 北海道中小企業総合支援センター

取引支援部（担当：高橋、佐々木貢）

TEL：011-232-2406

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/torihiki/project/syokuhin.htm>

◆生産管理・品質管理レベルアップ講座上級編

[開催日程]

○生産管理

開催地域	開催日	時間	会場名	使用室名	会場住所
札幌① (一般食品)	9月1日(月)	13:30~17:00	ACU[アキュ]	12F 小研修室1203	札幌市中央区北4西5 アスティ45
	9月2日(火)	09:00~12:30			
	10月9日(木)	13:30~17:00			
札幌② (冷凍食品)	10月2日(木)	13:30~17:00	ACU[アキュ]	12F 小研修室1203	札幌市中央区北4西5 アスティ45
	10月3日(金)	09:00~12:30			
	10月27日(月)	13:30~17:00			
函館	9月4日(木)	13:30~17:00	函館市地域交流まちづくりセンター	2F 研修室A	函館市末広町4番19号
	9月5日(金)	09:00~12:30		3F 会議室B	
	10月23日(木)	13:30~17:00		2F 研修室B	
帯広	9月16日(火)	13:30~17:00	帯広東急イン	2F カトレア	帯広市西1条南11丁目2
	9月17日(水)	09:00~12:30			
	10月15日(水)	13:30~17:00			
釧路	9月18日(木)	13:30~17:00	道東経済センタービル	3F 研修室	釧路市大町1丁目1-1
	9月19日(金)	09:00~12:00		3F 第2小会議室	
	10月16日(木)	13:30~17:00			
網走	9月25日(木)	13:30~17:00	オホーツク・文化交流センター	3F 研修室C	網走市北2条西3丁目3
	9月26日(金)	09:00~12:30		3F 研修室A	
	11月6日(木)	13:30~17:00			
旭川	9月30日(火)	13:30~17:00	旭川リサーチセンター	2F 研修室	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号
	10月1日(水)	09:00~12:30			
	10月28日(火)	13:30~17:00			

○品質管理・リスク管理

開催地域	開催日	時間	会場名	使用室名	会場住所
札幌① (一般食品)	9月4日(木)	13:30~17:00	ACU[アキュ]	12F 小研修室1207	札幌市中央区北4西5 アスティ45
	9月5日(金)	09:00~12:30		12F 小研修室1203	
	9月29日(月)	13:30~17:00			
札幌② (冷凍食品)	10月6日(月)	13:30~17:00	ACU[アキュ]	12F 小研修室1203	札幌市中央区北4西5 アスティ45
	10月7日(火)	09:00~12:30			
	10月20日(月)	13:30~17:00			
函館	9月8日(月)	13:30~17:00	函館市地域交流まちづくりセンター	3F 会議室A	函館市末広町4番19号
	9月9日(火)	09:00~12:30		2F 研修室A	
	10月1日(水)	13:30~17:00			
釧路	9月10日(水)	13:30~17:00	道東経済センタービル	3F 第2小会議室	釧路市大町1丁目1-1
	9月11日(木)	09:00~12:30		3F 研修室	
	10月8日(水)	13:30~17:00		3F 第2小会議室	
網走	9月16日(火)	13:30~17:00	オホーツク・文化交流センター	3F 研修室A	網走市北2条西3丁目3
	9月17日(水)	09:00~12:30		3F 研修室B	
	10月14日(火)	13:30~17:00			
帯広	9月18日(木)	13:30~17:00	帯広東急イン	2F カトレア	帯広市西1条南11丁目2
	9月19日(金)	09:00~12:30			
	10月16日(木)	13:30~17:00			
旭川	9月24日(水)	13:30~17:00	旭川リサーチセンター	2F 研修室	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号
	9月25日(木)	09:00~12:30			
	10月23日(木)	13:30~17:00		2F 交流サロン	

[問合せ先] (株)道銀地域総合研究所 (担当: 北山、田中)

T E L : 0 1 1 - 2 3 3 - 3 5 6 2

M a i l : seminar@doginsoken.jp

原発事故賠償申請手続き個別相談会の開催について

(北海道)

福島原発事故に伴う損害について、東京電力への賠償請求を検討している道内事業者の方々を対象として北海道弁護士会連合会と連携し、具体的な賠償申請方法などに関する個別相談会を開催します。

- ◆対象者 観光業・輸出等の道内事業者
- ◆相談対応者 道内各弁護士会（旭川、釧路、札幌、函館）所属の弁護士
- ◆相談内容
 - ・東京電力への損害賠償申請に関すること
 - ・東電の「補償基準」に記載されていない損害に関すること ほか
- ◆参加費 無料
- ◆日程・会場 [相談会を希望する日の10日前までに申込み願います。]
 - 事業者（相談者）側が会場を用意し、3事業者以上による相談会を希望する場合
 - ・ご要望の会場に、弁護士会から講師を派遣いたします。
（ご要望の日程に添えない場合もありますので了承願います。）
 - 単独での相談会参加を希望する場合
 - ・開催地：旭川市、釧路市、札幌市、函館市
 - ・会場：後日、個別にお知らせします。
（各弁護士会の会議室や弁護士事務所等で開催します。）
- ◆参考事項
 - 東京電力が示している「観光業」の対象業種
宿泊関連施設、レジャー施設、観光産業、交通産業、文化・社会教育施設、
観光地での飲食業・小売業
- ◆注意事項 本相談会は、原発損害賠償申請手続き等に関する具体的な方法等に関する相談対応を目的としたものであり、東電からの賠償を保証するものではありません。
※申込方法、申込様式等詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/genpathukobetusoudan.htm>
- ◆申込・問い合わせ先 北海道経済部 観光局 観光戦略グループ（向平）
TEL：011-204-5302 FAX：011-232-4120

平成26年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について

【新規】（北海道）

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品を「トライアル新商品」として認定し、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関（教育・警察含む）での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

平成26年度についても、次のとおり募集を行っています。

- ◆対象者

- ①道内に本店を有する中小企業者
- ②道内に住所を有する個人
- ③道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
上記のいずれかに該当し、道内で新商品を生産する方々。

◆募集期間

平成26年9月1日(月)～平成26年10月3日(金)

◆応募方法

認定を受けるには、「新たに事業分野の開拓を図る計画」(実施計画(第4号様式))を添付した知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
 - ①定款(個人の場合は住民票)
 - ②最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
 - ③道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
 - ④新商品に関する資料(カタログ、写真等)

【申請書等提出先】

本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm

◆お問い合わせ先

北海道 経済部 経営支援局 中小企業課 中小企業支援グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127
e-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

「小規模企業地域課題対応スキルアップ支援事業」のご案内

(北海道)

道では、小規模企業等の従業員を対象とした、家庭教師型の人材育成事業を実施しています。
小規模企業の抱える課題について、適切な専門家を無料で企業に派遣し、企業の施設や設備を使用した個別研修により従業員のスキルアップを行い、企業の経営改善と従業員の処遇改善に繋げていただきます。

◆対象者

小規模企業(商業・サービス業は正社員概ね5人以下、製造業・その他の業種は20人以下の企業等)

◆支援内容

- ・企業の課題に対応した専門家を家庭教師のように企業に派遣し、従業員のスキルアップのため個別研修を行います。
- ・派遣は合計28時間まで、個別研修の内容や実施日時は企業と協議し決定するオーダーメイドです。
- ・派遣について、企業の金銭的な負担はありません。

◆参加申込方法

専門家(家庭教師)の派遣にあたっては、課題の把握のため、原則として全道各地で開催する経営改善セミナーと同時に開催する個別相談会にご参加いただきますが、日程の都合で個別相談会への参加が難しい場合には下記「お問い合わせ先」に相談してください。

経営改善セミナーは各振興局ごとに2カ所で開催しており、今後の経営改善セミナー、個別相談会の開催予定は次のとおりです。

※振興局の区域に関わらず、ご都合の良い会場にご参加ください。

苫小牧	9/24(水)	新ひだか	9/26(金)	浜中	10/1(水)	足寄	10/2(木)
-----	---------	------	---------	----	---------	----	---------

詳細な日程、会場等や申込については、下記の北海道中小企業総合支援センターのホームページをご覧ください。

http://www.hsc.or.jp/topics/H26keiei_seminar.htm

(「小規模企業向け経営改善セミナー」で検索しても表示されます)。

◆お問い合わせ先 (事業については、事業の実施を委託している下記団体にお問い合わせ下さい)

- ・北海道中小企業総合支援センター 担当 中屋、新井田 電話：011-232-2404
- ・北海道中小企業家同友会 担当 畠山 電話：011-702-3411

◆道担当

- ・経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ 宮森 電話：011-204-5331

「クラウドファンディング活用戦略モデル事業」のご案内

(北海道)

道では、地域の中小企業の優れたビジネスプランの発掘・磨き上げを行い、新たな資金調達手法として注目を集めている「クラウドファンディング」により調達した資金を活用した事業部門の成長や新会社化を目指す創業モデルを構築するとともに、本事業の実施を通じて支援対象企業の経営改善と従業員の処遇改善を図ることとしています。

※「クラウドファンディング」とは

企業と全国の投資家をインターネット上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み。

◆事業内容

- ① 事業説明会の開催・事業の発掘
道内6圏域(道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室圏)にて事業説明会を開催するとともに、支援対象事業(企業)の発掘を行います。
 - ② ビジネスプラン審査会の開催
支援対象の事業(企業)を募集の上、ビジネスプラン審査会を開催して、道内6圏域から支援対象事業を選定します。
 - ③ 事業の磨き上げ・ファンド組成の支援
支援対象事業について事業内容の磨き上げを行うとともに、ファンド組成の準備を行います。
 - ④ ファンド契約の締結(注)
支援対象企業と事業受託者(ファンド事業者)との間でファンド契約を締結します。
- (注) 道の支援はファンド契約の締結まで。これ以降は支援対象企業と事業受託者との間での契約によります。

◆事業受託者

ミュージックセキュリティーズ株式会社(東京都)

◆事業説明会の開催予定(道央圏・道南圏以外の開催日程が決まりました)

道北圏(旭川市) 10月8日(水)

オホーツク圏（北見市） 10月22日（水）

釧路・根室圏（釧路市） 11月5日（水）

十勝圏（帯広市） 11月19日（水）

※ 道央圏（札幌市）、道南圏（函館市）の事業説明会については開催済。

※ 道北圏、オホーツク圏、釧路・根室圏、十勝圏の開催会場については調整中。

◆事業についてのお問い合わせ先

事業受託者にお問い合わせ願います。

ミュージックセキュリティーズ株式会社 北海道支店

担当 渡部 電話：011-596-8500 E-mail：watanabe@musicsecurities.com

◆道担当

経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ 三宅 電話：011-204-5331

コストアップに対応する資金のご案内 【新規】（北海道）

原油・原材料価格の高騰や人件費の増加、電気料金の値上げなどのコストアップへの影響に対応するため、道では、中小企業総合振興資金に次の資金メニューを用意し、中小企業者の方々の資金繰りを支援しています。

	原料等高騰対策特別資金	景気変動対策特別貸付
資金のポイント	原油・原材料価格の高騰の影響によって、売上原価や販管費（人件費を除く。）が増加している場合に利用できます。	人件費の増加や商品仕入など様々なコストアップの影響によって、利益や売上が減少している場合に利用できます。
融資対象	(1)原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (2)原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 【平成26年9月16日～対象拡充】 (3)原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する中小企業者等	(1)最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (2)最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している中小企業者等 (3)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (4)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等 【平成26年9月16日～対象拡充】
資金使途	(1)・(2)運転資金 (3)設備資金	事業資金（運転資金・設備資金）
融資金額	1億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）	10年以内（うち据置3年以内）
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5% 《変動金利》 年1.3% 融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る	《固定金利》 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% 《変動金利》 年1.4%

融資期間が3年を超える
取扱いの場合に限る

◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

人手不足に対応する資金のご案内 【新規】(北海道)

道では、中小企業総合振興資金に次の資金メニューを用意し、人手不足の影響により、人件費の高騰などへの対応や省力化設備の導入など、経営の効率化に取り組む中小企業者の方々の資金繰りを支援しています。

	景気変動対策特別貸付	ステップアップ貸付	
資金のポイント	人件費の増加や商品仕入など様々なコストアップの影響によって、利益や売上が減少している場合に利用できます。	設備の近代化、省力化などにより、経営の効率化などを図ろうとする場合に、利用できます。	
融資対象	(1) 最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (2) 最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (3) 前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (4) 最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(1) 事業拡張による事業規模の拡大や情報化への取組み、設備の近代化による経営の効率化等を図ろうとする計画(ステップアップ計画)を推進しようとする中小企業者等 (2) 上記のステップアップ計画を推進しようとする中小企業者等であって、「ほっかいどう産業振興ビジョン」で定められた成長分野で事業を行おうとするもの ※成長分野～食、観光、国際、環境・エネルギーの各分野	
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	融資対象(1) 8,000万円以内 融資対象(2) 1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)	10年以内(うち据置1年以内)	
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% 《変動金利》 年1.4% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	融資対象(1)の場合 《固定金利》 3年以内 年1.6% 5年以内 年1.8% 7年以内 年2.0% 10年以内 年2.2% 《変動金利》 年1.6% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	融資対象(2)の場合 《固定金利》 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% 《変動金利》 年1.4% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)

◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「消費税率の引き上げに伴う中小企業等経営・金融相談室」のご案内（北海道）

道では、4月からの消費税率引き上げを踏まえ、中小企業の皆様からの経営及び金融に関する相談に対応するため、相談窓口を次のとおり開設しています。

- ◆設置場所：北海道経済部 経営支援局 中小企業課内
総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課内
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所内
- ◆受付時間：平日 8時 45分から 17時 30分まで
- ◆各相談室の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youshi/syouthizei.htm>

地域中小企業経営改善サポート事業のご案内（北海道）

原材料価格の高騰や電気料金の値上げ、本年4月からの消費税率の引上げなど中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。そこで、道では、平成26年3月3日から、下記の「経営改善サポート機関」に委託をし、全道7地域において、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家が、経営相談、支援策の提示、改善に向けたアドバイス等を行う事業を開始しました。

是非、本事業をご利用いただき、中小企業の経営力アップに役立ててください。

- ◆相談費用は無料です。（その後の支援については、その内容により、有料となる場合があります。）
- ◆相談企業の秘密は厳守します。
- ◆経営改善サポート機関は、（公財）北海道中小企業総合支援センターや地域産業支援機関（※）においても、定期的に相談会を行います。（日程等については、道や経営改善サポート機関のホームページ等でお知らせします。）

※地域産業支援機関

（公財）室蘭テクノセンター、（公財）函館地域産業振興財団、（一財）旭川産業創造プラザ
（一社）北見工業技術センター運営協会、（公財）とかち財団、（公財）釧路根室圏産業技術振興センター

- ◆経営改善サポート機関 [受付時間 9:00～17:00 / 土日祝祭日を除く]

機関名	住所	電話番号	対象地域
北海道中小企業再生事業コンソーシアム 代表者：北海道 FASCOMPANY 株式会社 構成員：監査法人ハイビスカス 構成員：井上税務会計事務所	札幌市北区北6条西6丁目2-24 第2山崎ビル2階	011-776-6139	石狩・空知・後志地域
島崎中小企業診断士事務所	伊達市竹原町46番地117	0142-25-5232	胆振・日高地域
網野中小企業診断士事務所	上磯郡木古内町本町32-1	090-1305-5643	渡島・檜山地域
合同会社旭川経営管理事務所	旭川市5条通9丁目1163-1 コスモビル2階	0166-22-7811 090-6875-5503	上川・留萌・宗谷地域
税理士法人オホーツクネクスト経営会計（経営指導部）	網走市南6条西2丁目4番地1 フロムワンビル	0152-43-6406	オホーツク地域
フロンティアパートナーFAS	帯広市東1条南5丁目2番地	0155-27-1233	十勝地域

株式会社	相互ビル1F		
中小企業診断士・社会保険労務士事務所 株式会社ラコンテ	釧路市鳥取北6丁目6番21号	0154-53-3836	釧路・根室地域

◆ご相談を希望される企業は、電話で上記機関にお問い合わせください。

◆道の担当部署：北海道経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ（TEL 011-204-5331）

セーフティネット貸付（耐震診断対応）のご案内（北海道）

道では、取引先企業の倒産や構造不況の影響などにより経営に支障を生じている中小企業者等の経営の維持・安定を図るため、セーフティネット貸付の取り扱いを行っています。

制度改正

平成26年4月から新たに、耐震診断を義務付けられた大規模建築物を所有する中小企業者（観光業については大企業含む）を融資対象に追加しました。

- ◆融資制度名：中小企業総合振興資金 経営安定化資金「セーフティネット貸付」
- ◆融資対象者：建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に規定する「地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物）」の所（占有者）
- ◆資金使途：運転資金（要緊急安全大規模建築物の耐震診断を行うために必要な資金に限る）
- ◆融資金額：耐震診断経費（補助金交付額を除く）
- ◆融資期間：10年以内（据置期間3年以内）
- ◆融資利率：〈固定金利〉5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%
〈変動金利〉年1.3%（融資期間3年超に限る）
- ◆取扱期間：平成27年12月31日まで
- ◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/safetynet.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

経営力強化貸付のご案内 (北海道)

道では、中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえ、金融と経営支援の一体的取組を推進し、中小企業の経営力の強化を図るため、経営力強化貸付の取り扱いを行っています。

- ◆融資制度名：中小企業総合振興資金 経営安定化資金「経営力強化貸付」
- ◆融資対象者：認定経営革新等支援機関(※)の支援を受けつつ、自ら経営改善計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
※認定経営革新等支援機関とは、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験を有する金融機関、税理士、公認会計士等で国の認定を受けた者をいいます。
- ◆資金使途：事業資金（保証付き道制度融資の借換に要する資金を含む）
- ◆融資金額：1億円以内
- ◆融資期間：運転資金5年以内、設備資金7年以内、借換資金10年以内(据置期間はすべて1年以内)
- ◆融資利率：〈固定金利〉5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5%
〈変動金利〉年1.3%(融資期間3年超に限る)
- ◆信用保証：すべて信用保証協会の保証付きとする。
- ◆保証料率：〈責任共有対象〉年0.40%～1.57%
〈責任共有対象外〉年0.45%～1.80%
- ◆その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/keieiryoku.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

成長分野向け融資制度のご案内 (北海道)

道では、「ほっかいどう産業振興ビジョン」において北海道が優位性を持ち、今後の成長が期待されるものとして示された「食」、「観光」、「国際」、「環境・エネルギー」の各分野での事業活動を活性化させるため、中小企業総合振興資金に成長分野向けの資金の取り扱いを行っています。

- ◆融資制度名：中小企業等総合振興資金 事業活性化資金「ステップアップ貸付(成長分野)」
中小企業等総合振興資金 事業活性化資金「事業革新貸付(成長分野)」
- ◆融資対象者：ステップアップ貸付(成長分野)～成長分野で次の事業を行う中小企業者等
 - ・事業拡張による事業規模の拡大
 - ・情報化への取組
 - ・設備の近代化による経営の効率化 など事業革新貸付(成長分野)～成長分野へ進出する中小企業者等

※成長分野での事業とは

- 「食」：食関連産業の振興・食クラスターの取組の加速に資する事業、食関連企業の誘致活動に資する事業 など
- 「観光」：地域の個性を生かした観光地づくりに資する事業、効果的な誘致活動に資する事業 など
- 「国際」：海外への販路拡大に資する事業、海外からの投資促進に資する事業 など
- 「環境・エネルギー」：省エネ、新エネなどの環境・エネルギー産業の振興に資する事業、環境・エネルギー産業の誘致推進に資する事業 など

- ◆資金使途：設備資金、運転資金
- ◆融資金額：1億円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikinmenu.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課、
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内 （北海道）

道では、中小企業にお勤めの方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

制度改正

平成26年4月から新たに、民間事業所（大企業）に勤務する非正規労働者（有期雇用の方、パート・アルバイト職員、嘱託職員の方など）を融資対象に追加しました。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下の方）
○非正規労働者の方（前年の総所得が600万円以下の方）
○2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が600万円以下の方）
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金使途：医療資金、教育資金、冠婚葬祭資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120万円以内
非正規労働者の方 120万円以内
季節労働者の方 120万円以内
離職者の方 100万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのHPをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 経営支援局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「第3回北海道フェア 2014in サハリン」の開催及び

出展企業等の募集について 【新規】（北海道）

道は、今年度4回、サハリン州ユジノサハリンスク市において、「北海道フェア 2014in サハリン」を開催することとしており、この度第3回フェアを次のとおり開催しますのでお知らせします。

併せて、第3回以降のフェアについて、出展企業・団体を募集しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

◆ 開催目的

サハリン州において、現地の食品及び生活用品等の商品ニーズを検証して通年輸出の可能性を検討するため北海道フェアを開催し、本道とロシア極東地域との経済交流の発展につなげる。

◆ 主 催

北海道（事業受託者：合同会社ドルグ、ロシア側パートナー：ミドグレン社）

◆ 後 援

サハリン州政府、ユジノサハリンスク市政府

◆ 実施日時

10月18日（土）～19日（日） 10：00～17：00

◆ 実施場所

ユジノサハリンスク市 複合商業施設 シティーモール 3階

（住所：フトラヤ・ツェントラリナヤ通り 1B）

◆ 内 容

（1）出展商品

道内企業・団体が取り扱う生鮮野菜、加工食品、飲料、生活用品、アパレル製品等

（2）実施内容

- ・物販コーナーでの販売、試食・試飲
- ・映像等による北海道観光のPRなど

◆ 出展企業・団体の募集（第3回以降）

本フェアは、本年度4回実施する予定です。（第3回：10月18日、19日、第4回：冬）

第3回以降のフェアに向け、出展企業・団体を広く募集します。

出展の条件などについては、次のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/hokkaidofair2.pdf>

◆ お問い合わせ先

北海道経済部経営支援局国際経済室ロシアグループ（担当：山田）

TEL：011-204-5343 FAX：011-232-8870

第 94 回（平成 26 年度第 2 次）新技術開発助成を募集しています （北海道）

（公財）新技術開発財団では、中小企業の皆様が研究開発された新技術を実用化するにあたって、その費用の助成を希望する企業を募集していますので、次のとおりご案内いたします。

◆募集期間

平成 26 年 10 月 1 日（水）～平成 26 年 10 月 20 日（月）

◆助成金額

試作費合計額の 2 / 3 以下で 2, 0 0 0 万円を限度として助成

◆対象企業

資本金 3 億円以下または従業員 3 0 0 名以下で、自ら技術開発する会社であること、他

※詳細につきましては、ウェブサイトをご覧ください、（公財）新技術開発財団へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

（公財）新技術開発財団

電話：（03）3775—2021

E-mail：zaidan-mado@sgkz.or.jp

HP：http://www.sgkz.or.jp/

「地域のものづくり力」のアップで会社を成長させましょう！ ～「参画・協力企業」募集のご案内～ （北海道）

道では、国の成長戦略の展開や全国的な景気回復などの好機を道内のものづくり産業に取り込むため、企業、業界団体、支援機関、行政などの関係者が共有し、重点的に取り組む方向性を示した「本道のものづくり産業振興の新たな展開方向」を策定しました。

この取組を全道展開していくため、「『地域のものづくり力』のアップ」を合い言葉に、積極的な取組に挑戦する企業を道が「参画・協力企業」として登録し、登録企業の成長の応援をさせていただきます。

◆対象企業：ものづくり企業（日本標準産業分類の大分類「製造業」※今後進出予定の企業等も含みます）

◆登録方法：次ホームページに掲載している「エントリーシート」に必要事項を記入のうえ、FAX又はメールで申し込みください。

→ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/mono_tenn.htm

◆応援内容：○道の各種施策はもちろんのこと、国の制度の効果的な活用へのアドバイス

○双方向型メールマガジン「ものマガ」によるビジネス情報の提供・情報交換の場の提供

○専用ダイヤル「ものサポ」による相談支援

○情報交換会「ものナカ」の開催によるネットワーク（仲間）づくりの応援

◆申込先・問い合わせ先：北海道経済部産業振興局産業振興課産業企画G 011-231-4111 (26-818)

○FAX番号 011-232-2139

○E-mail：keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

「NEDOフォーラム2014 in 北海道」

～未来を拓く技術開発を支援～を開催します

【新規】（北海道）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、地域における企業、大学等の皆様にNEDO事業について知っていただき、活用していただくことにより、地域経済の活性化に寄与することを目的として、フォーラムを開催します。

同フォーラムでは、地域においてNEDO事業を活用した企業等による技術開発事例や地域における取り組みを講演やパネル展示により紹介すると共に、「未来を拓く技術開発を支援」をテーマとして、NEDOテーマ公募事業に係る情報発信を行い、併せてNEDOテーマ公募事業応募を検討されている参加者の相談・要望に対応するための個別相談会を開催します。

- ◆日時 平成26年10月15日（水）13:00～17:20
- ◆会場 札幌全日空ホテル 3階 鳳の間（札幌市中央区北3条西1丁目2番地9）
- ◆定員 300名
- ◆参加費 無料
- ◆主催 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
- ◆後援 北海道経済産業局、北海道、札幌市
- ◆協賛 (独)産業技術総合研究所北海道センター、(独)中小企業基盤整備機構北海道本部、(公財)北海道科学技術総合振興センター、(地独)北海道立総合研究機構、北海道経済連合会、札幌商工会議所
- ◆道担当 経済部産業振興局環境・エネルギー室調整グループ 鈴木 電話：011-204-5318

※プログラム、申込方法につきましては、以下のウェブページをご覧ください。

http://www.nedo.go.jp/events/KH_100020.html?from=b

「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」について

（北海道労働局・北海道）

北海道が公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて実施する中小企業者に対する各種経営面での支援と、「北海道ビジネスサポート・ハローワーク（北海道労働局設置）」における雇用面での支援を一体的に実施することにより、中小企業者をワンストップで支援しています。

- ◆所在地 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目）
※公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと同じフロアに設置
- ◆営業時間 月曜日～金曜日 9:00～17:30（土日祝日を除く）
- ◆事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供
 - ・雇用関係の各種助成金の相談・申請の受付、求人票の受理
 - ・中小企業者に対する経営相談などの各種経営面での支援との連携

◆お問い合わせ先：

- ・北海道ビジネスサポート・ハローワーク 電話 011-200-1622
http://hokkaido-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/sapporo/shisetsu/_93897.html
- ・北海道 経済部労働局 雇用労政課 労働企画グループ 電話 011-204-5353

戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

「地域雇用開発奨励金」の特例支給（大幅増額）のご案内

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受けて推進しています。

プロジェクト事業を運営する北海道産業雇用創造協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が新たに設備投資を行い、所定期間内に道内に居住する求職者を雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く）として3人以上雇い入れる場合、第1回目の支給に限り対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給（特例支給）されます。

- ◆計画期限 平成28年3月31日まで
- ◆対象地域 道内全域（同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域以外の地域を含む）
- ◆指定業種 食と自動車産業を主体としたものづくり分野に関連する次のもの

輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、情報サービス業、化学工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、倉庫業、その他の事業サービス業（コールセンター業に限る）、食料品製造業、農業（植物工場に限る）、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業、一部の飲食店。

◆問い合わせ先

（実際に対象となるかどうか、詳細はお問い合わせください）

北海道産業雇用創造協議会 産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：成田、中尾、小林）
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）
TEL:011-231-4111（内線26-766） FAX:011-232-1038
【HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

労働相談のご案内

（北海道）

道では、労働相談フリーダイヤルにより、各種労働相談をお受けしています。
相談は無料です。（ただし、職業紹介は行っていません）

また、平成26年4月から、労働問題に精通した社会保険労務士が相談をお受けしています。相談の時間帯が変わり、平日は夜間だけとなりますが、土曜日の午後も新たにホットラインを開設しています。

- ◆労働相談ホットライン 0120-81-6105（携帯電話からもつながります。）
- ◆受付時間 月～金曜（祝日を除く）午後5時～午後8時、土曜（祝日を除く）午後1時～午後4時
- ◆労働相談 上記ホットラインのほか、各総合振興局・振興局及び後志総合振興局小樽商工労働事務所でも電

話または 面談により相談をお受けしています。

[受付時間：平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで]

◆最寄りの相談窓口の所在地・電話番号については、こちらのHPをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

『両立支援促進・就業環境改善アドバイザー』の派遣について

(北海道)

北海道では、仕事と家庭の両立支援、非正規労働者の労働条件改善等の取組を幅広く応援しています。仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、最低賃金引上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣します。

◆派遣の対象となる事業所

常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体

◆アドバイザーの業務

労務管理の専門家である社会保険労務士等がアドバイザーとして、主に次の相談に対し、実際に 企業を訪問して改善策をアドバイスします。

- (1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に関する業務
- (2) 非正規労働者の労働就業環境の改善に関する業務
- (3) その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる 職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備に関する指導・助言
- (4) 上記1～3までの内容のセミナー等の講師

◆アドバイザーの派遣

1 申請者につき、年度内原則 2 回まで（セミナー等の講師の派遣は、1 申請者につき 1 回限り）

◆募集期間及び募集数

- ・ 募集期間：平成26年6月23日～（予定企業が集まり次第、募集を終了します）
- ・ 募集数：12企業（先着順）

◆アドバイザー派遣に係る費用

無料となっています。（アドバイザーに係る費用は道で負担します。）

※ 募集期間、申し込み方法など詳細については、雇用労政課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/adobaizer.htm>

【問い合わせ先】北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ 電話011-204-5354

「北海道あったかファミリー応援企業」を募集しています

《育児や介護などの家庭と仕事の両立を支援する企業の登録》（北海道）

道では、育児や介護などの家庭と仕事の両立できる制度など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みを促進する「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」を創設し、登録企業を募集しています。

◆対象となる企業

北海道内に事業所を有する従業員1人以上雇用する法人又は個人（国及び地方公共団体を除く）。

◆対象となる要件（取組）

- ① 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省北海道労働局に届出して同計画を実践していること。
- ② 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号））に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。
- ③ 一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

◆登録企業には次の優遇措置があります

- ① 北海道のホームページ等によるPR
- ② 北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの使用
- ③ 北海道の中小企業制度融資の利用
- ④ 商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用
- ⑤ 北海道の物品購入等の発注の際の優遇
- ⑥ 北海道両立支援推進企業表彰

詳細については、下記のURLをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/ryouritutup.htm>

【問い合わせ先】 北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ（電話：011-204-5354）



『自動車関連産業人材育成事業』について（北海道）

◆概要：道では、自動車関連産業への参入や取引拡大を図るため、地場企業が行う人材育成をお手伝いしています。地場企業の研修ニーズを把握し、研修カリキュラムを作成、産業支援機関等の調整を行い研修を実施します。

◆対象：自動車関連産業への参入・取引拡大を目指す地場企業の従業員（在職者）

◆実施場所：高等技術専門学院又は事業所等で行います。

◆講習時間数：1研修当たり12時間以上（4日×3時間、標準）

◆定員：5人以上（1社でも可）

◆受講料：一人当たり1万円（テキスト代、資材費等含む）

◆研修内容

研修分野	内 容
全 般	品質管理 / QC活動等
機械系	機械加工分野 / 汎用機械等、機械設計 / CAD応用技術、測定分野 / 各種測定法等、機械保全分野等
金属系	各種溶接技法 / ガス溶接、アーク溶接、TIG溶接等
電機系	電気工学基礎 / 電気理論、関連法規 / 制御系分野 / PLC（シーケンス制御）、電気保全分野等

◆お問い合わせ先：北海道 経済部 労働局 人材育成課 産業人材グループ 担当：中村

Tel：011-204-5098

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/zidousya.htm>

2014年度 函館地区問題解決手法研修会のお知らせ【新規】 (北海道、QCサークル北海道支部)

北海道とQCサークル北海道支部では、職場の第一線で活躍されている社員の皆様を対象に、職場の問題解決や改善に役立つ問題解決手法の基礎を学びステップアップしていただく講座を、QCサークル北海道支部の教材を使用し、日本科学技術連盟認定のQCサークル指導士のもと開催いたします。

座学だけではなく演習を取り入れて実際にQC手法を体験して頂きますので、より理解が深まり皆さんの職場における実践に活かせる有意義な内容となっております。

<QCサークル活動とは>

QCサークル活動は、当初は製造業で導入され現場の改善と人材育成に大きな成果を上げ、ものづくり大国日本の礎を築いたといっても過言ではありませんが、現在は、製造業の現場のみならず、事務・販売・サービス部門、医療・福祉、さらには公的機関など、様々な業種と部門において実践され、大きな効果を挙げています。

<参加者感想～様々な職種の方が「有益」と感想>

- ・問題点が把握しやすく改善に様々な意見を出すことができる。(福祉関係)
- ・問題解決に対する手段が増えたため具体的なアプローチができそう。(総務・経理担当)
- ・講習だけでなく演習があり職場での実践に活かせると思う。(開発設計担当)
- ・社内教育用として活用したい。他業種の方と話し合いが持てて大変良かった。(自動車製造関係)
- ・グラフや表による評価をすることで、見やすく理解しやすいと思いました。(看護関係)
- ・データ化して分析することで客観的な事実をとらえることができる。(建設業)
- ・座学だけではなくグループ演習があったので、受け身にならなく良かった。(製紙製造)
- ・トラブル再発防止や作業効率向上にパレート図や特性要因図が利用できそう。(研究開発)

◆日時：平成26年10月24日(金)9:30~16:00

◆会場：渡島総合振興局 3階 講堂(住所：函館市美原4丁目6-16)

◆内容：(1)基本講義

QC的問題解決の手順と進め方

(2)QC手法講義および演習

グラフ、パレート図、ブレイン・ストーミング、特性要因図

◆定員：30名(先着順)

◆受講料：無料(テキストはこちらで用意します(昼食は自前をお願いします))

◆申込み期限・方法

- ・10月2日(木)(定員になり次第締め切りいたします。)
- ・下記ウェブサイトから申込書をダウンロードし、FAX若しくはメールでお申し込みください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/QCdounan.htm>

◆お問い合わせ

北海道庁経済部労働局人材育成課産業人材グループ 担当：川端

TEL：011-204-5098(直通) FAX：011-232-1044 E-mail：<mailto:keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp>

第3回北海道産業人材育成企業知事表彰

受賞企業等のご紹介について【新規】（北海道）

- ◆概要：企業にとって人材育成は、重要な経営課題の一つとなっています。
道では、民間主導の産業人材育成の取組みを推進するため、人材育成を積極的に推進している中小企業等を表彰し、他の模範として、その取組みを広く道内企業等に周知しています。
この度、下記の4社を受賞企業として決定し、9月5日（金）に表彰式を行いましたので、お知らせします。
- ◆対象：道内に主たる事業所を置き次の要件を満たす中小企業等
（*中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、NPO法人）
 - （1）次の分野において事業を行っていること
 - ・食品産業、観光産業、ものづくり産業、ソーシャルビジネス（社会的課題解決を図る事業）、福祉・介護
 - （2）「労働者」や「次の時代の産業の担い手」の人材育成について、他の模範となる取組みを行っていること。
- ◆受賞企業等：

株式会社	エコニクス	(札幌市)	
だるま食品	株式会社	(小樽市)	
社会福祉法人	室蘭言泉学園	(室蘭市)	
横山製粉	株式会社	(札幌市)	(五十音順)
- ◆取組みの内容：詳細は
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/jushoukiyoushoukai.htm>
に掲載しました。
- ◆お問い合わせ
北海道庁経済部労働局人材育成課産業人材グループ 担当：中村
TEL：011-204-5098(直通) FAX：011-232-1044 E-mail：<mailto:nakamura.takuji@pref.hokkaido.lg.jp>

能力開発セミナー（11-12月開講予定）のご案内

（北海道）

- ◆在職者の能力向上を図るための職業訓練です。
北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。
受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。
訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

学院名	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期	訓練期間		定員
				内	外	昼	夜		日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-5541	観光ビジネス科	食の安心・安全	札幌市		○	○		26.11.17 ~ 26.11.18	2	12	50
旭川高等技術専門学院 0138-47-1121	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		26.12.6 ~ 27.1.14	3	21	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	OA技術科(Ⅱ)	表計算(エクセル)基礎講座	稚内市		○		○	26.10.21 ~ 26.12.18	25	50	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-2319	電気工事科②	電気工事応用	帯広市	○			○	26.11.25 ~ 26.12.10	6	12	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8011	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	26.10.27 ~ 26.12.22	15	30	10